

第2次行財政改革推進プラン 進捗状況

推進期間：2019～2021 年度

【令和元(2019)年度 実績及び評価】

～ 健全財政に向け徹底した改革に取り組むまち ～



令和2年2月3日承認決定

東吾妻町総合戦略本部
(行革推進部会)

令和2年3月30日評価完了

ひがしあがつま創生会議

第2次行財政改革推進プラン

進捗状況（2019年度実績及び評価）

◎重点目標 「まちづくり参加条例」制定にあわせた体制構築
～ 住民が参画した行政評価の本格的な導入による進行管理 ～

－ 目 次 －

1. 重点事項 ① 町財産の適正管理

- 1 行財政改革のさらなる推進 [4つの取り組み項目] …… 1
- 2 公共施設のあり方検討 [3つの取り組み項目] …… 5
- 3 長期的視点に立った公共施設等の管理 [3つの取り組み項目] …… 8

2. 重点事項 ② 効率的な組織運営の推進

- 1 住民サービスの向上 [3つの取り組み項目] …… 11
- 2 人事運営と定員管理の適正化 [2つの取り組み項目] …… 14
- 3 新たな組織体制の整備 [1つの取り組み項目] …… 16

3. 重点事項 ③ 広域行政の推進

- 1 より広範な広域行政の検討 [3つの取り組み項目] …… 17

4. 東吾妻町総合戦略本部【行財政改革推進】会議経過

- 令和元(2019)年度 …… 20

巻末 [参考資料] 群馬県市町村課 公表資料

県内市町村の健全化判断比率の状況（実質公債費比率、将来負担比率）
参考資料の解説

凡例：実施計画（個別シート）

「実施行程」表示：△＝検討、○＝試行・一部実施、◎＝実施、→＝継続

第2次行財政改革推進プラン 実施計画(個別シート)

作成担当課(係): 企画課(財政係)

◎実施計画

重点事項	1. 町財産の適正管理				
実施方針	①-1 行財政改革のさらなる推進				
実施概要	健全で持続可能な財政基盤の確立に向けて財政の健全化へ取り組み続けるとともに、国の助言に基づく公営企業の経営健全化と財政マネジメントの強化を推進していく。 【本町の2017年度(決算値)将来負担比率:55.2%、全国市区町村平均値:33.7%】				
取り組み項目	財政の健全化判断比率の改善	実施行程			関係課等
		2019年度	2020年度	2021年度	
		→	→	→	

◎3年間の計画

	2019年度	2020年度	2021年度
年度別取り組み内容	財政健全化判断比率のうち将来財政を圧迫する可能性の度合い(債務の大きさ)を示す「将来負担比率」について、引き続き改善に取り組み、全国市区町村平均値へ近づける。	財政健全化判断比率のうち将来財政を圧迫する可能性の度合い(債務の大きさ)を示す「将来負担比率」について、引き続き改善に取り組み、全国市区町村平均値へ近づける。	財政健全化判断比率のうち将来財政を圧迫する可能性の度合い(債務の大きさ)を示す「将来負担比率」について、引き続き改善に取り組み、全国市区町村平均値へ近づける。
年度別目標	将来負担比率(目標): 47.0 %	将来負担比率(目標): 38.1 %	将来負担比率(目標): 36.0 %
取り組みの効果	法令の基準(総務省)による将来負担比率の早期健全化基準は、市区町村(政令市を除く)において、350%である。		
備考	※実質公債費比率の目標 [借入<償還 のバランスを維持し、引き続き改善に取り組む。] 【2017年度(決算値)実質公債費比率:11.4%】 2019年度(目標):11.3% 2020年度(目標):11.0% 2021年度(目標):10.9%		

◎実績及び評価(判定)

	2019年度	2020年度	2021年度
年度別実績	<p>前年度繰越しによる大型事業の借入れが集中したため、新規発行額が償還額を上回っているが、町の実質的な一般財源の負担を極力抑えた財政運営を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2019年度新規発行額(見込み) 12億7千万円 ・2019年度末町債残高(見込み) 117億3千万円 ・2019年償還額(見込み) 10億1千万円 <p>【参考】2018年度決算値 将来負担比率:56.0% 実質公債費比率:11.3%</p>		
総合戦略本部(内部)の評価	交付税算入率の高い有利な過疎債などの発行に努めた。		
住民参加(外部)の評価	<ul style="list-style-type: none"> ・国の基準や比率計算は理解しにくく、町民目線でわかりづらい。 ・借入と償還のバランスを維持し、目標達成してほしい。 		

第2次行財政改革推進プラン 実施計画(個別シート)

作成担当課(係): 企画課(財政係)

◎実施計画

重点事項	1. 町財産の適正管理				
実施方針	①-1 行財政改革のさらなる推進				
実施概要	健全で持続可能な財政基盤の確立に向けて財政の健全化へ取り組み続けるとともに、国の助言に基づく公営企業の経営健全化と財政マネジメントの強化を推進していく。 【本町の2017年度(決算値)将来負担比率:55.2%、全国市区町村平均値:33.7%】				
取り組み項目	各種基金の計画的な積立てと適正な運用	実施行程			関係課等
		2019年度	2020年度	2021年度	
		→	→	→	会計課(会計管理者)

◎3年間の計画

	2019年度	2020年度	2021年度
年度別取り組み内容	長期にわたる財政の健全な運営のための財政調整基金など、町の各種基金を計画的に積立て、適正な運用を行っていく。	長期にわたる財政の健全な運営のための財政調整基金など、町の各種基金を計画的に積立て、適正な運用を行っていく。	長期にわたる財政の健全な運営のための財政調整基金など、町の各種基金を計画的に積立て、適正な運用を行っていく。
年度別目標	<財政調整基金> 基金残高(目標):2,702,000千円 うち運用益(目標): 2,500千円	<財政調整基金> 基金残高(目標):2,858,000千円 うち運用益(目標): 3,500千円	<財政調整基金> 基金残高(目標):3,050,000千円 うち運用益(目標): 5,000千円
取り組みの効果	新規発行債の抑制に努めながら、財政措置の優位な地方債の選定と財政調整基金等の積立て・運用を積極的に行うことで、着実に将来負担比率の改善に繋がる。		
備考	平成30(2018)年度末の積立基金残高:4,793,458,572円 [うち財政調整基金残高:2,554,316,510円]		

◎実績及び評価(判定)

	2019年度	2020年度	2021年度
年度別実績	積立基金の一部について、安全性の高い債券運用を本格的に行った。 <財政調整基金> 基金残高(見込):2,702,000千円 うち運用益(見込): 6,138千円 ※運用元金200,000千円		
総合戦略本部(内部)の評価	市場動向を見極めリスクも考えながら運用した結果、目標以上の見込みとなった。		
住民参加(外部)の評価	・基金運用は良いと思うが、町債全体で1年間に支払う利息はいくらなのかも明らかにしながら行ってほしい。 ・運用益で全体の金利負担を賄えることが理想か。		

第2次行財政改革推進プラン 実施計画(個別シート)

作成担当課(係):

税務課(各係)

◎実施計画

重点事項	1. 町財産の適正管理			
実施方針	①-1 行財政改革のさらなる推進			
実施概要	健全で持続可能な財政基盤の確立に向けて財政の健全化へ取り組み続けるとともに、国の助言に基づく公営企業の経営健全化と財政マネジメントの強化を推進していく。 【本町の2017年度(決算値)将来負担比率:55.2%、全国市区町村平均値:33.7%】			
取り組み項目	町税等の徴収対策の強化	実施行程		関係課等
		2019年度	2020年度	
		○	○	○

◎3年間の計画

	2019年度	2020年度	2021年度
年度別取り組み内容	町税の徴収率について、上位1/3の地方自治体が達成している徴収率以内を目指し、徴収対策の強化を図っていく。	町税の徴収率について、上位1/3の地方自治体が達成している徴収率以内を目指し、徴収対策の強化を図っていく。	町税の徴収率について、上位1/3の地方自治体が達成している徴収率以内を目指し、徴収対策の強化を図っていく。
年度別目標	町税徴収率:99.00%	町税徴収率:99.00%	町税徴収率:99.00%
取り組みの効果	普通交付税において、基準財政収入額の算定に用いる標準的な徴収率について、国の見直しに沿った取り組みを促進することができる。(トップランナー方式)		
備考	目標値は、町税全体(国保を除く)の現年分で設定する。 【町税の合計徴収率(滞納繰越分含む):平成30(2018)年度96.79%、平成29(2017)年度96.74%】		

◎実績及び評価(判定)

	2019年度	2020年度	2021年度
年度別実績	税務課において期間を決めて、未納者の臨戸徴収を実施した(課員全員で班編制)。 町税徴収率:未確定 ※2019年1月末(決算前) 【参考】2018年度決算値 町税徴収率:99.12% ※合計(国保を除く)現年度分		
総合戦略本部(内部)の評価	決算前であり数値は確定できないが、目標達成へ努めている。		
住民参加(外部)の評価	・国の制度見直しに伴う目標設定のようだが、通常業務でないか。 ・滞納専門の職員がいることも町民は知らない人が多いと思うので、どのような対策を講じているか広報周知する必要はないか。		

第2次行財政改革推進プラン 実施計画(個別シート)

作成担当課(係):

上下水道課

◎実施計画

重点事項	1. 町財産の適正管理			
実施方針	①-1 行財政改革のさらなる推進			
実施概要	健全で持続可能な財政基盤の確立に向けて財政の健全化へ取り組み続けるとともに、国の助言に基づく公営企業の経営健全化と財政マネジメントの強化を推進していく。 【本町の2017年度(決算値)将来負担比率:55.2%、全国市区町村平均値:33.7%】			
取り組み項目	公営企業(水道事業)の経営健全化	実施行程		関係課等
		2019年度 △	2020年度 △	

◎3年間の計画

	2019年度	2020年度	2021年度
年度別 取り組み内容	給水人口の減少等に備えた水道事業の健全経営のため、適正な水道料金への見直しや給水原価の削減等を通じた料金回収率の向上を目指す。	給水人口の減少等に備えた水道事業の健全経営のため、適正な水道料金への見直しや給水原価の削減等を通じた料金回収率の向上を目指す。	給水人口の減少等に備えた水道事業の健全経営のため、適正な水道料金への見直しや給水原価の削減等を通じた料金回収率の向上を目指す。
年度別目標	水道事業及び下水道事業運営審議会への諮問及び審議、料金改定案の検討を行う。	料金改定案の地区説明会の開催及び例規整備	料金の改定
取り組みの効果	住民生活に密着した水道水の提供を将来にわたり安定的に継続するとともに、経営基盤強化等に取り組むことができる。		
備考	水道料金について、平成6年4月1日に料金改定を行った。(消費税率の引き上げに伴う改定は含まない。)		

◎実績及び評価(判定)

	2019年度	2020年度	2021年度
年度別実績	<ul style="list-style-type: none"> ・2019年1月の総務大臣通知により人口3万人未満の市町村が行う簡易水道や下水道事業について、民間企業と同様な公営企業会計の適用が要請された。 ・このため、今年度は適用期限である2023年度に向け、スケジュールの再検討と作業内容等の情報収集を実施した。 ・全ての水道事業及び下水道事業の法適用により、「経営の見える化」が図られ、適切な原価計算に基づく料金水準の設定が可能となる予定。 		
総合戦略本部(内部)の評価	本プラン中を目標とした料金改定は、法適用準備が確立してからとなる。		
住民参加(外部)の評価	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道の普及率を上げる取り組みはどうするのか。 ・適切な汚水処理の普及は、自然環境保全に必要な取り組み。 		

第2次行財政改革推進プラン 実施計画(個別シート)

作成担当課(係): 企画課(企画調整係)

◎実施計画

重点事項	1. 町財産の適正管理				
実施方針	①-2 公共施設のあり方検討				
実施概要	公共施設の管理運営について、PPP/PFIの拡大など新たな取り組みも検討しながら、地域の活性化や行政運営のスリム化を図るとともに、必要な見直しを行っていく。 【本町の公共施設数(学校、道路除く)2018年度:86施設】				
取り組み項目	公共施設の管理のあり方検討	実施行程			関係課等
		2019年度	2020年度	2021年度	
		→	→	→	該当施設担当課

◎3年間の計画

	2019年度	2020年度	2021年度
年度別取り組み内容	既に指定管理者制度を導入している施設を含め、その管理のあり方について検証を行い、より効果的、効率的な運営に努めるための検討を行う。	既に指定管理者制度を導入している施設を含め、その管理のあり方について検証を行い、より効果的、効率的な運営に努めるための検討を行う。	既に指定管理者制度を導入している施設を含め、その管理のあり方について検証を行い、より効果的、効率的な運営に努めるための検討を行う。
年度別目標	公共施設のあり方検討委員会[第4期]への諮問と審議	公共施設のあり方検討委員会[第5期]の組織、諮問と審議	公共施設のあり方検討委員会[第5期]への諮問と審議
取り組みの効果	本町の有する資源(リソース)が、民間等のノウハウ活用によって住民サービス向上に充てられる。		
備考	指定管理者制度とは、公の施設の管理に民間のノウハウ・能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とし、平成15年の地方自治法改正によって導入された。		

◎実績及び評価(判定)

	2019年度	2020年度	2021年度
年度別実績	<ul style="list-style-type: none"> ・町長から諮問する施設はなかった。 ・各課職員レベルの公共施設分科会において、電気料金の低減を図るため、受電設備のある17施設(庁舎や学校等)を絞り込み協議を進めている。 		
総合戦略本部(内部)の評価	公共施設のあり方検討へ引き続き総合的に取り組む。		
住民参加(外部)の評価	<ul style="list-style-type: none"> ・①-2の取り組み項目は、3つを1シートにまとめられないか。 ・公共施設のあり方検討という1テーマで良いと思う。 		

第2次行財政改革推進プラン 実施計画(個別シート)

作成担当課(係): 企画課(企画調整係)

◎実施計画

重点事項	1. 町財産の適正管理				
実施方針	①-2 公共施設のあり方検討				
実施概要	公共施設の管理運営について、PPP/PFIの拡大など新たな取り組みも検討しながら、地域の活性化や行政運営のスリム化を図るとともに、必要な見直しを行っていく。 【本町の公共施設数(学校、道路除く)2018年度:86施設】				
取り組み項目	指定管理者制度等の活用	実施行程			関係課等
		2019年度	2020年度	2021年度	
		→	→	→	該当施設担当課

◎3年間の計画

	2019年度	2020年度	2021年度
年度別 取り組み内容	指定期間満了を迎える施設について、次期の検討を行うとともに、他の施設についても官民連携の推進を図る。	指定期間満了を迎える施設について、次期の検討を行うとともに、他の施設についても官民連携の推進を図る。	指定期間満了を迎える施設について、次期の検討を行うとともに、他の施設についても官民連携の推進を図る。
年度別目標	指定管理者選定委員会の組織、 諮問と審議 [期間満了予定施設] 該当なし	指定管理者選定委員会の組織、 諮問と審議 [期間満了予定施設] すこやかセンター福寿草、あづま温泉桔梗館、道の駅あがつま峡、いわびつ体験農園	指定管理者選定委員会の組織、 諮問と審議 [期間満了予定施設] 該当なし
取り組みの効果	施設利用者サービスの向上や指定管理者制度の広範な活用が図れる。		
備考	【本町の指定管理者制度適用施設(2019.4.1現在)】 ・すこやかセンター福寿草 ・あづま温泉桔梗館 ・道の駅あがつま峡 ・地域活動支援センター ・いわびつ体験農園 ・特別養護老人ホームいわびつ荘		

◎実績及び評価(判定)

	2019年度	2020年度	2021年度
年度別実績	指定期間の満了を迎える施設はなかったが、現指定管理者の管理運営状況については、該当施設担当課ごとに継続的な監視を行っている。		
総合戦略本部(内部)の評価	指定管理者制度の本町における運用と実践に努めている。		
住民参加(外部)の評価	・①-2の取り組み項目は、3つを1シートにまとめられないか。 ・新たな施設への制度適用の場合は別だが、期間満了で継続するなら通常業務でないか。		

第2次行財政改革推進プラン 実施計画(個別シート)

作成担当課(係): 総務課(管財係)

◎実施計画

重点事項	1. 町財産の適正管理				
実施方針	①-2 公共施設のあり方検討				
実施概要	公共施設の管理運営について、PPP/PFIの拡大など新たな取り組みも検討しながら、地域の活性化や行政運営のスリム化を図るとともに、必要な見直しを行っていく。 【本町の公共施設数(学校、道路除く)2018年度:86施設】				
取り組み項目	廃止施設等の利活用の検討	実施行程		関係課等	
		2019年度	2020年度		2021年度
		△	△		○
				全課	

◎3年間の計画

	2019年度	2020年度	2021年度
年度別 取り組み内容	施設のあり方検討などの結果、廃止した施設の利活用について、他目的の公共施設に転用や除却(解体撤去)、民間等への譲渡・貸付けについて検討を進める。	施設のあり方検討などの結果、廃止した施設の利活用について、他目的の公共施設に転用や除却(解体撤去)、民間等への譲渡・貸付けについて検討を進める。	施設のあり方検討などの結果、廃止した施設の利活用について、他目的の公共施設に転用や除却(解体撤去)、民間等への譲渡・貸付けについて検討を進める。
年度別目標	対象施設を選定し、手続き等事務を行う。	対象施設を選定し、手続き等事務を行う。	対象施設を選定し、手続き等事務を行う。
取り組みの効果	利用見込みのない施設(跡地)を利活用することにより、地域の活性化と安全が図れる。		
備考	サウンディング型市場調査とは、事業立案の段階から民間事業者との対話により町の方針や考えを事前に伝えた上で、市場性・収益性の有無を把握し、民間の創意工夫を取り入れた公募条件の設定や優れた事業提案を促すために行う手法。		

◎実績及び評価(判定)

	2019年度	2020年度	2021年度
年度別実績	<ul style="list-style-type: none"> ・旧岩島恒心会事務所解体工事を発注。(旧岩島中の西側) ・公共施設分科会において、対象施設選定の協議を進めている。 ・町有地等利活用にかかるサウンディング型市場調査の実施に至り、1/20から公募を実施。 		
総合戦略本部(内部)の評価	廃止施設等の利活用の検討について、新たな手法に取り組めた。		
住民参加(外部)の評価	<ul style="list-style-type: none"> ・①-2の取り組み項目は、3つを1シートにまとめられないか。 ・除却後の跡地への施設整備は避けてほしい。(新たな財政負担減) ・東支所の有効活用を早急に検討してほしい。(町民の交流の場) 		

第2次行財政改革推進プラン 実施計画(個別シート)

作成担当課(係): 総務課(管財係)

◎実施計画

重点事項	1. 町財産の適正管理				
実施方針	①-3 長期的視点に立った公共施設等の管理				
実施概要	長期的な視点による見通しや方向性など示した「公共施設等総合管理計画」に基づき、各施設の老朽度や利用状況を把握した類型ごとの「個別施設計画」を策定し、規模・配置の適正化と長寿命化による更新等費用の抑制・平準化を目指していく。 【公共施設等総合管理計画(平成29年3月策定)計画期間:2017~2057年度までの40年間】				
取り組み項目	個別施設計画の策定	実施行程			関係課等
		2019年度	2020年度	2021年度	
		△	○	◎	各施設担当課

◎3年間の計画

	2019年度	2020年度	2021年度
年度別取り組み内容	最も効率的・効果的と考えられる個別施設計画の策定単位の設定と立案を行う。	優先度の高い策定単位の個別施設計画の立案を行う。	優先度の高い個別施設計画の策定と残りの個別施設計画の立案を行う。
年度別目標	施設ごと概要調書(成り立ちや経緯、収支等)の作成と類型ごと集約検討 先例的な個別施設計画の立案開始	優先度の高い個別施設計画の策定検討	残りの個別施設計画の策定検討
取り組みの効果	公共施設等総合管理計画と整合を図りながら、各施設の特性や維持管理・更新等に係る取組状況等を踏まえつつ、メンテナンスサイクルの核となる個別施設計画の策定を各課横断的に進めることができる。		
備考	個別施設計画とは、各施設の所管や分類(橋梁・学校・公営住宅等)ごとに現状と課題、将来的な更新等費用の試算や優先順位の考え方、実施時期など示し、計画的な維持管理を行うために策定する。		

◎実績及び評価(判定)

	2019年度	2020年度	2021年度
年度別実績	職員レベルの公共施設分科会で協議を進め、「施設の概要調書」の各課調査と集約を実施した。 また、2020年度末までに個別施設計画を策定するよう該当課へ依頼した。		
総合戦略本部(内部)の評価	今年度、学校施設及び社会教育施設等の個別施設計画の立案を開始した。		
住民参加(外部)の評価	・①-3の取り組み項目は、3つを1シートにまとめられないか。 ・公共施設等の管理のもっと違った視点(改革)を町民は知りたいと思う。		

第2次行財政改革推進プラン 実施計画(個別シート)

作成担当課(係): 建設課(建設維持係)

◎実施計画

重点事項	1. 町財産の適正管理				
実施方針	①-3 長期的視点に立った公共施設等の管理				
実施概要	長期的な視点による見通しや方向性など示した「公共施設等総合管理計画」に基づき、各施設の老朽度や利用状況を把握した類型ごとの「個別施設計画」を策定し、規模・配置の適正化と長寿命化による更新等費用の抑制・平準化を目指していく。 【公共施設等総合管理計画(平成29年3月策定)計画期間:2017~2057年度までの40年間】				
取り組み項目	橋梁の長寿命化	実施行程			関係課等
		2019年度	2020年度	2021年度	
		△	○	○	
総務課(管財係)					

◎3年間の計画

	2019年度	2020年度	2021年度
年度別取り組み内容	橋長15m未満の橋梁長寿命化修繕計画(個別施設計画)の立案を行う。	策定完了した橋梁長寿命化修繕計画に基づく、補修・耐震・維持工事等を行う。	策定完了した橋梁長寿命化修繕計画に基づく、補修・耐震・維持工事等を行う。
年度別目標	橋梁長寿命化修繕計画の策定完了 補修耐震工事=1橋/年 維持工事=10橋/年	補修耐震工事=1橋/年 維持工事=10橋/年	補修耐震工事=1橋/年 維持工事=10橋/年
取り組みの効果	橋梁長寿命化修繕計画に基づき、既存橋梁の合理的な維持管理を進めることができる。		
備考	15m以上の橋梁長寿命化修繕計画は、平成26年2月に策定済み		

◎実績及び評価(判定)

	2019年度	2020年度	2021年度
年度別実績	橋梁長寿命化修繕計画を15m未満の橋梁を含め、計画を更新。 ・沢尻橋の補修耐震工事を実施。 C=45,100千円 ・橋梁維持工事(5橋)を実施。 C=5,940千円		
総合戦略本部(内部)の評価	概ね目標どおり進捗している。		
住民参加(外部)の評価	・①-3の取り組み項目は、3つを1シートにまとめられないか。 ・目標どおり進めてもらえば良いと思う。		

第2次行財政改革推進プラン 実施計画(個別シート)

作成担当課(係): 農林課(農林振興係)

◎実施計画

重点事項	1. 町財産の適正管理				
実施方針	①-3 長期的視点に立った公共施設等の管理				
実施概要	長期的な視点による見通しや方向性など示した「公共施設等総合管理計画」に基づき、各施設の老朽度や利用状況を把握した類型ごとの「個別施設計画」を策定し、規模・配置の適正化と長寿命化による更新等費用の抑制・平準化を目指していく。 【公共施設等総合管理計画(平成29年3月策定)計画期間:2017~2057年度までの40年間】				
取り組み項目	林道橋梁の長寿命化	実施行程			関係課等 総務課(管財係)
		2019年度	2020年度	2021年度	
		○	○	○	

◎3年間の計画

	2019年度	2020年度	2021年度
年度別 取り組み内容	橋長4m以上の林道橋について、個別施設毎の橋梁長寿命化修繕計画の立案を行う。 計画の立案に必要な点検調査を6橋行う。	策定完了した橋梁長寿命化修繕計画に基づく、補修・維持管理等を行う。	策定完了した橋梁長寿命化修繕計画に基づく、補修・維持管理等を行う。
年度別目標	橋梁長寿命化修繕計画策定に必要な点検調査6橋を行う。 林道橋個別施設毎の長寿命化計画の策定完了。	計画に基づき定期点検、補修等を行う。	計画に基づき定期点検、補修等を行う。
取り組みの効果	橋梁長寿命化修繕計画に基づき、既存橋梁の合理的な維持管理を進めることができる。		
備考	4m未満の林道橋については現在のところ計画策定の予定無し。 2017年度に橋梁の点検調査5箇所済。2018年度に橋梁の点検調査9箇所済。		

◎実績及び評価(判定)

	2019年度	2020年度	2021年度
年度別実績	橋梁長寿命化修繕計画策定に必要な点検調査6橋を行った。 ・林道橋点検業務委託費 1,760千円 計画策定は予算の都合もあり来年度予定している。		
総合戦略本部 (内部)の評価	橋梁の点検調査は全て完了したが、年度別目標に遅れが生じた。		
住民参加(外部) の評価	・①-3の取り組み項目は、3つを1シートにまとめられないか。 ・このプランに入れなくても、通常業務でやらなければならないことだと思う。		

第2次行財政改革推進プラン 実施計画(個別シート)

作成担当課(係): 町民課(総合窓口係)

◎実施計画

重点事項	2. 効率的な組織運営の推進			
実施方針	②-1 住民サービスの向上			
実施概要	新庁舎への移転にあわせ、平成31年4月施行の行政組織の見直しによる「総合窓口」の開設とICTの活用やアウトソーシングの推進など業務の再構築を含め、住民サービスの向上を追求していく。			
取り組み項目	総合窓口サービスの提供	実施行程		関係課等
		2019年度	2020年度	
		◎	→	→

◎3年間の計画

	2019年度	2020年度	2021年度
年度別 取り組み内容	案内人(コンシェルジュ)を配置した総合窓口を開設し、運用する。随時、問題点等を洗い出す。	案内人を配置した総合窓口を運用する。随時、問題点等を洗い出し、見直しを行う。	案内人を配置した総合窓口を運用する。随時、必要な見直しを行う。
年度別目標	総合窓口の開設、運用	総合窓口の運用、問題点等の洗い出し	総合窓口の運用、必要な見直しの検討
取り組みの効果	人海戦術によるワンストップサービスの提供と窓口業務の連携に結びつけることができる。		
備考	本庁舎1階の総合窓口カウンター及び町民課を合わせて「総合窓口」とした。お客さま対応の基本を「ワンストップ」とし、初動誘導をコンシェルジュが担いながら、複数の課へ用件があるお客さまへは例外的なケースを除き職員が入れ替わって対応する「人海戦術型」を取り入れた。		

◎実績及び評価(判定)

	2019年度	2020年度	2021年度
年度別実績	<p>本年4月から総合窓口の本格運用を始めた。</p> <p>【参考】コンシェルジュのお客さま対応人数調べ (1日平均、町民課) 4月 8人 5月36人 6月25人 7月29人 8月31人 9月32人 10月51人 11月36人 12月31人 [9ヶ月間1日平均31人]</p>		
総合戦略本部(内部)の評価	概ね順調に進んでいる。月によって案内内容も変わる傾向が報告されているが、一部運用改善を行うなど庁内協議を継続する。		
住民参加(外部)の評価	住民サービスの向上のため、目標どおり進めてもらえば良いと思う。		

第2次行財政改革推進プラン 実施計画(個別シート)

作成担当課(係): 町民課・税務課

◎実施計画

重点事項	2. 効率的な組織運営の推進			
実施方針	②-1 住民サービスの向上			
実施概要	新庁舎への移転にあわせ、平成31年4月施行の行政組織の見直しによる「総合窓口」の開設とICTの活用やアウトソーシングの推進など業務の再構築を含め、住民サービスの向上を追求していく。			
取り組み項目	証明書コンビニ交付サービスの提供	実施行程		関係課等
		2019年度	2020年度	
		◎	→	→

◎3年間の計画

	2019年度	2020年度	2021年度
年度別取り組み内容	コンビニエンスストア等の店舗を活用して、証明書を取得しやすい環境を整える。	コンビニエンスストア等の店舗で証明書を発行するサービスを運用する。	コンビニエンスストア等の店舗で証明書を発行するサービスの必要な見直しを行う。
年度別目標	コンビニ交付サービスの導入、運用	コンビニ交付サービスの運用	コンビニ交付サービスの運用、必要な見直しの検討
取り組みの効果	証明書が取得しやすい仕組みが充実するとともに、個人番号カードの付加価値の一助となる。		
備考	マイナンバーカード(個人番号カード)を利用して、全国のコンビニエンスストア等に設置してあるマルチコピー機(多機能端末機)を操作して住民票の写しなど取得することが可能。利用できる時間帯 6:30~23:00(戸籍証明は9:00~17:00)年末年始とシステム休止日は除く。		

◎実績及び評価(判定)

	2019年度	2020年度	2021年度
年度別実績	<p>コンビニ交付サービスを導入し、10月7日より運用を開始した。</p> <p>○取得できる証明書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民票の写し、住民票記載事項証明書 ・印鑑登録証明 ・全部事項証明書(戸籍謄本) ・一部事項証明書(戸籍抄本) ・戸籍の附票 ・所得課税証明書 <p>【参考】発行実績調べ 10月14件 11月8件 12月8件</p>		
総合戦略本部(内部)の評価	概ね順調に進んでいる。今後は、個人番号カード(マイナンバーカード)の普及啓発と併せて、町民への利用周知を続ける。		
住民参加(外部)の評価	・マイナンバーカードの普及に町として取り組んでいるか。 ・このサービス導入について、町民周知がなお必要である。		

第2次行財政改革推進プラン 実施計画(個別シート)

作成担当課(係): 企画課(企画調整係)

◎実施計画

重点事項	2. 効率的な組織運営の推進				
実施方針	②-1 住民サービスの向上				
実施概要	新庁舎への移転にあわせ、平成31年4月施行の行政組織の見直しによる「総合窓口」の開設とICTの活用やアウトソーシングの推進など業務の再構築を含め、住民サービスの向上を追求していく。				
取り組み項目	定型的な業務の委託の可能性調査	実施行程			関係課等
		2019年度	2020年度	2021年度	
		△	△	△	

◎3年間の計画

	2019年度	2020年度	2021年度
年度別取り組み内容	定型的な業務全般にわたり、アウトソーシング(民間委託等)の推進の観点から、全庁的な総点検を行う。	定型的な業務全般にわたり、アウトソーシング(民間委託等)の推進の観点から、全庁的な総点検を行う。	定型的な業務全般にわたり、アウトソーシング(民間委託等)の推進の観点から、全庁的な総点検を行う。
年度別目標	委託可能な業務の洗い出しと庁内検討	可能性調査の実施	調査結果に基づく、民間等委託の導入検討
取り組みの効果	単純な定型業務の集約・大きくくり化によって、事務の仕様書の詳細化などの工夫を行うことができ、業務の効率化や委託の可能性を検討することができる。		
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・AI:人工的な方法による知能及び人工的な方法により実現した当該機能の活用に関する技術のこと。 ・RPA:「Robotic Process Automation」の略称、これまで人間が行ってきた定型的なパソコン操作をソフトウェアのロボットにより自動化するものこと。 		

◎実績及び評価(判定)

	2019年度	2020年度	2021年度
年度別実績	<ul style="list-style-type: none"> ・県レベルで設置されたワーキンググループに職員参画。(「AI・RPA活用」WG) ・情報収集しながら、その内容は庁内検討へフィードバック。(職員レベルの組織改革分科会) ・委託可能な業務の洗い出しは、県WGの調査と連携しながら進めている。 		
総合戦略本部(内部)の評価	概ね順調に進んでいる。アウトソーシング(民間委託等)について、AI・RPAの活用も実証実験が各地で進んでいるので、今後の動向を見極めていく。		
住民参加(外部)の評価	<ul style="list-style-type: none"> ・「AI・RPA活用」は、住民サービスの向上につながるか。職員の業務効率化のためでないか。(事務負担軽減) ・町の事務の民間委託は慎重な判断が必要と思う。(マンパワー) 		

第2次行財政改革推進プラン 実施計画(個別シート)

作成担当課(係): 総務課(人事給与係)

◎実施計画

重点事項	2. 効率的な組織運営の推進			
実施方針	②-2 人事運営と定員管理の適正化			
実施概要	将来に渡って安定的な組織体制を確立するため、職員の資質向上や人材育成を図りながら、計画的な定員管理を行うとともに、導入の検討が本格化する定年延長や新たな臨時・非常勤職員制度についても、今後の動向を注視し、的確に対応していく。			
取り組み項目	職員定員適正化計画の実施推進	実施行程		関係課等
		2019年度	2020年度	
		→	→	→
				全課

◎3年間の計画

	2019年度	2020年度	2021年度
年度別 取り組み内容	職員定員適正化計画の進行管理と人件費の適正化に取り組む。	職員定員適正化計画の進行管理と人件費の適正化に取り組む。	職員定員適正化計画の進行管理と人件費の適正化に取り組む。
年度別目標	年次別目標職員数(毎年度4月1日現在):195人 退職予定者数(前年度末):9人 採用予定者数(当該年度):10人	年次別目標職員数(毎年度4月1日現在):195人 退職予定者数(前年度末):7人 採用予定者数(当該年度):9人	年次別目標職員数(毎年度4月1日現在):198人 退職予定者数(前年度末):4人 採用予定者数(当該年度):11人
取り組みの効果	定員管理による安定した組織体制の確保を図ることができる。 計画的に職員採用を行うことで、平準化による人件費の適正化に繋げることができる。		
備考	【東吾妻町第2次職員定員適正化計画】 計画期間:2018年度から2022年度までの5年間 最終年度計画目標数値201人 【人件費効果額の算定】前年度退職人件費-当該年度採用者人件費=効果額		

◎実績及び評価(判定)

	2019年度	2020年度	2021年度
年度別実績	<ul style="list-style-type: none"> ・2019年4月1日現在職員数 191人 ・2018年度末退職者数 12人 ・2019年度採用者数 11人 【効果額(見込み)】 109,597千円-45,610千円= 63,987千円		
総合戦略本部(内部)の評価	年次別目標職員数は下回った。		
住民参加(外部)の評価	<ul style="list-style-type: none"> ・この効果額の算定はおかしい。 ・地方自治体における適正人員のあり方や基準はあるか。 ・職員削減が住民サービスの低下に繋がっては困る。 ・臨時職員はどのような状況か。 		

第2次行財政改革推進プラン 実施計画(個別シート)

作成担当課(係): 総務課(人事給与係)

◎実施計画

重点事項	2. 効率的な組織運営の推進			
実施方針	②-2 人事運営と定員管理の適正化			
実施概要	将来に渡って安定的な組織体制を確立するため、職員の資質向上や人材育成を図りながら、計画的な定員管理を行うとともに、導入の検討が本格化する定年延長や新たな臨時・非常勤職員制度についても、今後の動向を注視し、的確に対応していく。			
取り組み項目	職員の資質向上と人材育成	実施行程		関係課等
		2019年度	2020年度	
		→	→	→

◎3年間の計画

	2019年度	2020年度	2021年度
年度別取り組み内容	継続した職員研修の実施と人事評価の実施を行う。	継続した職員研修の実施と人事評価の実施を行う。	継続した職員研修の実施と人事評価の実施を行う。
年度別目標	職場研修の企画と開催 人事評価(能力評価・業績評価)の実施	職場研修の企画と開催 人事評価(能力評価・業績評価)の実施	職場研修の企画と開催 人事評価(能力評価・業績評価)の実施
取り組みの効果	高度化・多様化等に対応できる質の高い行政サービスの提供と公正で適正な給与体系の確立を図ることができる。		
備考	【東吾妻町人材育成基本方針:平成24年8月策定】		

◎実績及び評価(判定)

	2019年度	2020年度	2021年度
年度別実績	<p>○職場研修について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゲートキーパー研修11/6 60名 ・次長職研修(議会傍聴)12/4、12/3 3名 ・法制執務研修1/9 20名 ・健康管理講習会2/5、6 予定 ・新採用職員研修(議会傍聴)3/16 9名 <p>○人事評価について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・能力評価:4月～翌年3月 年1回 ・業績評価:前期4月～9月、後期10月～3月 年2回 		
総合戦略本部(内部)の評価	概ね順調に進んでいる。		
住民参加(外部)の評価	目標どおり進めてもらえば良いと思う。		

第2次行財政改革推進プラン 実施計画(個別シート)

作成担当課(係): 総務課(人事給与係)

◎実施計画

重点事項	2. 効率的な組織運営の推進				
実施方針	②-3 新たな組織体制の整備				
実施概要	新庁舎への移転にあわせた平成31年4月見直しの新たな組織体制について、内部検証や住民の声を伺いながら次の改編に向けた検討を進めるとともに、支所や出張所の規模・機能の見直しなどを含めた新たな組織体制の整備に努めていく。				
取り組み項目	見直し後の組織体制の検証	実施行程		関係課等	
		2019年度	2020年度		2021年度
		◎	△		△

◎3年間の計画

	2019年度	2020年度	2021年度
年度別 取り組み内容	<4月1日～見直し条例施行> 見直し後の組織について、事務事業状況を確認し、問題点等の洗い出しを行う。	見直し後の組織について、事務事業状況を確認し、問題点等の洗い出しを行う。	見直し後の組織について、事務事業状況を確認し、問題点等の洗い出しを行う。 法令等改正や各課の業務進捗状況、課題等の確認。
年度別目標	各課事務分掌調査と各課長ヒアリングなどの実施	各課事務分掌調査と各課長ヒアリングなどの実施	各課事務分掌調査と各課長ヒアリングなどの実施 各課の課題等調査を実施
取り組みの効果	見直し後のについて、スクラップ・アンド・ビルドを徹底し、新たな行政課題や住民の多様なニーズ対応していくことができる。		
備考	<平成31年4月1日施行の行政組織の見直し概要> 総務課へ広報業務を移管、地域政策課をまちづくり推進課に名称変更、町民課に総合窓口係を新設、税務課に徴収・滞納整理を移管、教育課を学校教育課と社会教育課に分ける。		

◎実績及び評価(判定)

	2019年度	2020年度	2021年度
年度別実績	<ul style="list-style-type: none"> ・本年4月1日付け人事異動後に、各課事務分掌についての調査を実施した。(5月) ・事務事業等の洗い出しのため課長ヒアリングを実施した。(11月) 		
総合戦略本部(内部)の評価	新庁舎の開庁にあわせた行政組織の見直しは、概ね軌道に乗っている。		
住民参加(外部)の評価	目標どおり進めてもらえば良いと思う。		

第2次行財政改革推進プラン 実施計画(個別シート)

作成担当課(係): 企画課(企画調整係)

◎実施計画

重点事項	3. 広域行政の推進				
実施方針	③-1 より広範な広域行政の検討				
実施概要	地方分権改革と人口減少社会など見据えた行政運営の効率化のため、周辺自治体にとどまらず共通する課題の解決や業務負担の軽減などについて広範囲な自治体と連携し、事務の共同処理につながる検討を行っていく。				
取り組み項目	ぐんま電子入札共同システムへの加入	実施行程		関係課等 全課	
		2019年度	2020年度		2021年度
		△	◎		→

◎3年間の計画

	2019年度	2020年度	2021年度
年度別 取り組み内容	群馬県CALS/EC市町村推進協議会への参加決定と情報システム運用に係る準備を行う。	県及び参加市町村と連携し、情報システムへの円滑な移行に取り組む。	情報システムを利用した本格的な入札等執行を継続する。
年度別目標	入札参加資格申請受付システムの運用開始	電子入札システムの運用開始	町が執行する調達関連業務において、システムの利用を推進
取り組みの効果	電磁的記録の送受信による業務執行で、事務の効率化と入札等参加者の利便性向上につなげることができる。		
備考	【ぐんま電子入札共同システム】 群馬県CALS/EC市町村推進協議会(群馬県県土整備部建設企画課内)が開発・運営主体で、県内自治体の相互連携により調達関連業務を行う情報システムのこと。		

◎実績及び評価(判定)

	2019年度	2020年度	2021年度
年度別実績	<p>群馬県CALS/EC市町村推進協議会へ加入。新規加入団体は(榛東村、甘楽町、中之条町、高山村、本町)5団体になり、個別負担金額を大幅に削減できた。</p> <p>令和元年8月には中之条町、高山村と受注者向けの「ぐんま電子入札共同システム説明会」を実施した。</p> <p>令和元年10月より令和2・3年度入札参加資格申請を始めた。</p> <p>電子入札は令和2年度から本格運用を予定している。</p>		
総合戦略本部(内部)の評価	計画どおりに進んでいる。		
住民参加(外部)の評価	事務の効率化と業者の利便性向上が効果であり、町民は進めてもらえば良いことだと思う。		

第2次行財政改革推進プラン 実施計画(個別シート)

作成担当課(係): 議会事務局(公平委員会担当)

◎実施計画

重点事項	3. 広域行政の推進				
実施方針	③-1 より広範な広域行政の検討				
実施概要	地方分権改革と人口減少社会など見据えた行政運営の効率化のため、周辺自治体にとどまらず共通する課題の解決や業務負担の軽減などについて広範囲な自治体と連携し、事務の共同処理につながる検討を行っていく。				
取り組み項目	公平委員会の共同設置の推進	実施行程			関係課等
		2019年度	2020年度	2021年度	
		△	◎	→	総務課・企画課

◎3年間の計画

	2019年度	2020年度	2021年度
年度別 取り組み内容	公平委員会の共同設置を希望する県内市町村とともに準備作業と関係手続きに取り組む。	4月からの共同設置を目指す。	共同設置による事務処理を継続する。
年度別目標	共同設置の実現に向けた検討・協議等 共同設置規約に係る議案の提出	「群馬県市町村総合事務組合」を代表団体案とする共同設置	共同設置による公平委員会事務の把握
取り組みの効果	単独設置と比較し、委員の専門性確保、公平性・中立性の確保、経費の節減等につなげることができる。		
備考	【公平委員会】 地方自治法等の規定により、専門的、中立的機関として任命権者の人事権の行使をチェックし、より適正な人事が行われるよう条例で設置する地方公共団体の人事機関のこと。		

◎実績及び評価(判定)

	2019年度	2020年度	2021年度
年度別実績	<ul style="list-style-type: none"> ・2020年4月から、群馬県市町村総合事務組合を代表団体として公平委員会の共同設置を行うことが決定(希望47団体)。 ・本町も参加を希望し、議員全員協議会(12月10日)で議会へ説明。 ・3月定例会において、共同設置規約等の議案提出予定。 ・共同設置後の予算は、負担金(約50千円と処理実績に応じて)のみ支出となる。 		
総合戦略本部(内部)の評価	計画どおりに進んでいる。		
住民参加(外部)の評価	町の内部事務に関わることで捉えるが、目標どおり進めてもらえば良いと思う。		

第2次行財政改革推進プラン 実施計画(個別シート)

作成担当課(係): 企画課(電算統計係)

◎実施計画

重点事項	3. 広域行政の推進			
実施方針	③-1 より広範な広域行政の検討			
実施概要	地方分権改革と人口減少社会など見据えた行政運営の効率化のため、周辺自治体にとどまらず共通する課題の解決や業務負担の軽減などについて広範囲な自治体と連携し、事務の共同処理につながる検討を行っていく。			
取り組み項目	吾妻郡町村での情報システム共同化の推進	実施行程		関係課等
		2019年度	2020年度	
		→	→	→
				全課

◎3年間の計画

	2019年度	2020年度	2021年度
年度別取り組み内容	吾妻郡町村情報システム共同化推進協議会を中心に、目標項目に掲げたシステムの共同化を検討する。	吾妻郡町村情報システム共同化推進協議会を中心に、目標項目に掲げたシステムの共同化を検討する。	吾妻郡町村情報システム共同化推進協議会を中心に、目標項目に掲げたシステムの共同化を検討する。
年度別目標	財務会計・人事給与システムの移行完了 上下水道料金システムの共同化検討	他の情報システムの共同化の検討	他の情報システムの共同化の検討
取り組みの効果	吾妻郡の町村情報システムに必要な共同化事業を実施し、各町村の行政サービスの一層の向上と効率的な行財政運営に寄与することができる。		
備考	【吾妻郡町村情報システム共同化推進協議会】 吾妻郡6町村で構成し、事務局は吾妻郡町村会に置く。情報システムに必要な共同化事業を実施し、各町村の行政サービスの一層の向上と効率的な行財政運営に寄与することを目的に設置された。		

◎実績及び評価(判定)

	2019年度	2020年度	2021年度
年度別実績	<ul style="list-style-type: none"> ・財務会計・人事給与システムの共同システム移行が完了した。その結果、同システム利用に関して年間約200万円の経費削減が行えた。 ・上下水道料金システムについて検討した所、経費が増大する試算であったため共同化を見送った。 		
総合戦略本部(内部)の評価	概ね順調に進んでいるが、新たな共同化は慎重に判断していく。		
住民参加(外部)の評価	<ul style="list-style-type: none"> ・経費削減効果はあるようだが、メリットをPRしないと町民には良くわからない内容である。 ・新たな共同化について、将来的な展望はあるのか。 		

4. 東吾妻町総合戦略本部【行財政改革推進】会議経過（2019年度）

※この資料は、議会の行財政改革推進特別委員会へ報告したものを1年間まとめました。

月	日	会議名	会議内容
4	1	行政組織の見直し施行	新たな組織体制がスタート、総合窓口の本格的な開設
	2	第50回 総合戦略本部	[協議事項] ○各部会の組織 ○原町赤十字病院との連携強化部会の報告 ○地方分権改革に関する提案募集 ○まちづくり参加条例の施行 ほか
	15	第36回 行革推進部会	○部会長の互選 ○今後の進め方 ○分科会の組織体制 ほか
	26	第51回 総合戦略本部	[各部会報告・協議事項] ○行革推進部会の報告 ○未来創生部会の報告 [その他報告・協議事項] ○各分科会の組織（メンバー）体制 ○第2次総合計画（実施計画） ○消費税率の引上げに伴う対応 ほか
5	22	第1回 特定課題対策分科会	○テーマ「役場旧庁舎跡地の利活用の調査検討」 ○今後の進め方 ほか
	30	第37回 行革推進部会	○各分科会の報告 ○住民参加による行政評価（まちづくり参加条例） ○地方分権改革推進室（内閣府）の訪問受入れ ほか
6	3	第52回 総合戦略本部	[各部会報告・協議事項] ○行革推進部会の報告 ○未来創生部会の報告 [その他報告・協議事項] ○まちづくり参加条例の運用（ひがしあがつま創生会議）ほか 【地方分権改革推進室（内閣府）の訪問受入れ】 参事官補佐 館澤 清城 様より制度説明等
	19	第2回 特定課題対策分科会	○テーマ「役場旧庁舎跡地の利活用の調査検討」 ○先進地視察先の選定 ほか
	28	第38回 行革推進部会	○各分科会の報告 ○議会の行財政改革特別委員会設置（付託調査事項の追加） ○住民参画による行政評価（ひがしあがつま創生会議）ほか
7	1	第53回 総合戦略本部	[各部会報告・協議事項] ○行革推進部会の報告 ○未来創生部会の報告 [その他報告・協議事項] ○まちづくり参加条例の運用（創生会議の公募委員応募状況）ほか
	17	第3回 特定課題対策分科会	○テーマ「役場旧庁舎跡地の利活用の調査検討」 ○利活用の方向性、国交省の職員の来町 ほか
	30	第39回 行革推進部会	○各分科会の報告 ○国土交通省（関東地方整備局）来町 ○住民参画による行政評価（創生会議の組織案）ほか
8	1	第54回 総合戦略本部	[各部会報告・協議事項] ○行革推進部会の報告 ○未来創生部会の報告 [その他報告・協議事項] ○役場旧庁舎跡地の利活用の方向性 ○まちづくり参加条例の運用（創生会議の組織案）ほか

月	日	会議名	会議内容
8	20	第4回 特定課題対策分科会	○テーマ「役場旧庁舎跡地の利活用の調査検討」 【国土交通省(関東地方整備局)職員との意見交換】 建政部の幹部職員4名～まちづくり・すまいづくり相談室～
	30	第40回 行革推進部会	○各分科会の報告 ○地域活動支援センターのあり方 ○地域公共交通活性化協議会の検討状況 ○証明書コンビニ交付サービスの提供開始 ほか
9	2	第55回 総合戦略本部	[各部会報告・協議事項] ○行革推進部会の報告 ○未来創生部会の報告 [その他報告・協議事項] ○地域公共交通活性化協議会の検討状況(分科会の中間報告案) ○まちづくり参加条例の運用(外部評価と内部評価の進め方等)ほか
	25	第5回 特定課題対策分科会	○テーマ「役場旧庁舎跡地の利活用の調査検討」 【東洋大学(理工学部建築学科)准教授との意見交換】
	30	第41回 行革推進部会	○各分科会の報告 ○住民参画による行政評価(創生会議の初会合) ○公平委員会の共同処理の進捗状況等 ほか
10	1	第56回 総合戦略本部	[各部会報告・協議事項] ○行革推進部会の報告 ○未来創生部会の報告 ○原町赤十字病院との連携強化部会の報告 [その他報告・協議事項] ○まちづくり参加条例の運用(創生会議の状況) ○中学3年生「総合学習」との連携 ほか
	16	第6回 特定課題対策分科会	○テーマ「役場旧庁舎跡地の利活用の調査検討」 ○前回までのまとめ(方向性) ○先進地視察の実施内容 ほか
	23	第21回 組織改革分科会	○テーマ「定型的な業務の委託の可能性調査」 ○調査検討の進め方等 ○総合窓口の運用状況 ほか
	31	第42回 行革推進部会	○各分科会の報告 ○住民参画による行政評価(内部評価の実施案) ほか
11	1	第57回 総合戦略本部	[各部会報告・協議事項] ○行革推進部会の報告 ○未来創生部会の報告 ○地域包括ケアシステムの深化部会の報告 [その他報告・協議事項] ○まちづくり参加条例の運用(行政評価の実施方針案) ○地域包括ケアシステムの勉強会開催(幹部職員対象)
		第12回 公共施設分科会	○テーマ「公共施設等総合管理計画の全庁的な取組」 ○個別施設計画の策定状況等 ほか
	22	第7回 特定課題対策分科会	○テーマ「役場旧庁舎跡地の利活用の調査検討」 【長野県小諸市(こもろプラザ) ほか2箇所現地視察】 ※部会長・分科会メンバー職員8名参加
12	2	第58回 総合戦略本部	[各部会報告・協議事項] ○行革推進部会の報告 ○未来創生部会の報告 [その他報告・協議事項] ○まちづくり参加条例の運用(外部評価のキックオフ会議) ほか
	19	第8回 特定課題対策分科会	○テーマ「役場旧庁舎跡地の利活用の調査検討」 ○先進地視察のまとめ ほか

月	日	会議名	会議内容
12	19	第13回 公共施設分科会	○テーマ「公共施設等総合管理計画の全庁的な取組」 ○個別施設計画の策定(施設の概要調書等) ○町有施設の電気料金検討 ほか
	26	第43回 行革推進部会	○各分科会の報告 ○第2次行財政改革推進プランの進捗管理 ○路線バスとスクールバスの連携方策案の周知状況等 ほか
1	6	第59回 総合戦略本部	[各分会報告・協議事項] ○行革推進部会の報告 ○未来創生部会の報告 [その他報告・協議事項] ○第2次行財政改革推進プラン(2019実績) ○第1期町版総合戦略の進捗状況 ほか
	16	第22回 組織改革分科会	○テーマ「定型的な業務の委託の可能性調査」 ○現行業務の状況把握に係る調査 ○総合窓口の運用状況 ほか
	23	第9回 特定課題対策分科会	○テーマ「役場旧庁舎跡地の利活用の調査検討」 ○調査検討のまとめ(報告書の案) ほか
	29	第44回 行革推進部会	○各分科会の報告 ○第2次行財政改革推進プランの進捗管理(内部評価) ほか
2	3	第60回 総合戦略本部	[各分会報告・協議事項] ○行革推進部会の報告 ○未来創生部会の報告 ○地域包括ケアシステムの深化部会の報告 [その他報告・協議事項] ○第2次行財政改革推進プランの進捗管理(内部評価) ○まちづくり参加条例の運用(外部評価の状況等) ほか
	21	1月20日~2月21日 (実施期間)	[行革推進部会(公共施設分科会)関連] ○町有地利活用のためのサウンディング型市場調査(公募) ○対象地等 3箇所
3	3	第61回 総合戦略本部	[各分会報告・協議事項] ○行革推進部会の報告 ○未来創生部会の報告 [その他報告・協議事項] ○第2次総合計画の実施計画 ○第1期総合戦略の計画期間の延長(暫定措置) ほか
	27	第45回 行革推進部会	○各分科会の報告 ○第2次行財政改革推進プランの進捗管理(外部評価結果) ○路線バスとスクールバス連携方策(通学問題審議会の答申) ほか

[参考資料] 令和元年9月30日 群馬県市町村課 公表資料より

○県内市町村の健全化判断比率の状況

(実質公債費比率、将来負担比率)

(単位:%)

市町村名	実質公債費比率			将来負担比率		
	※早期健全化基準:25% ※財政再生基準:35%			※早期健全化基準:350%		
	H30年度決算 (H28~H30)	H29年度決算 (H27~H29)	増減	H30年度決算	H29年度決算	増減
前橋市	8.2	8.4	▲ 0.2	64.9	66.8	▲ 1.9
高崎市	5.8	6.0	▲ 0.2	37.1	32.5	4.6
桐生市	4.9	5.1	▲ 0.2	—	9.0	皆減
伊勢崎市	5.0	5.2	▲ 0.2	39.7	39.7	0.0
太田市	5.6	5.5	0.1	35.2	41.8	▲ 6.6
沼田市	9.2	9.3	▲ 0.1	77.7	71.4	6.3
館林市	4.9	4.9	0.0	99.1	90.7	8.4
渋川市	5.9	5.9	0.0	22.1	26.7	▲ 4.6
藤岡市	10.5	11.3	▲ 0.8	9.4	18.3	▲ 8.9
富岡市	8.1	8.4	▲ 0.3	—	—	—
安中市	8.2	8.0	0.2	10.6	15.1	▲ 4.5
みどり市	3.8	3.9	▲ 0.1	—	—	—
榛東村	10.0	9.0	1.0	—	—	—
吉岡町	9.6	10.5	▲ 0.9	—	—	—
上野村	7.9	7.9	0.0	—	—	—
神流町	4.8	4.7	0.1	—	—	—
下仁田町	9.1	9.2	▲ 0.1	52.6	66.4	▲ 13.8
南牧村	2.2	2.8	▲ 0.6	—	0.4	皆減
甘楽町	6.5	7.0	▲ 0.5	35.5	43.7	▲ 8.2
中之条町	7.8	7.0	0.8	—	—	—
長野原町	9.2	8.6	0.6	—	—	—
嬭恋村	8.6	8.2	0.4	—	—	—
草津町	3.5	2.3	1.2	—	—	—
高山村	5.5	5.4	0.1	—	—	—
東吾妻町	11.3	11.4	▲ 0.1	56.0	55.2	0.8
片品村	2.6	1.5	1.1	1.8	2.8	▲ 1.0
川場村	9.3	8.5	0.8	59.6	27.0	32.6
昭和村	5.6	5.0	0.6	—	—	—
みなかみ町	11.8	11.8	0.0	—	—	—
玉村町	4.5	4.0	0.5	7.7	5.2	2.5
板倉町	3.6	3.7	▲ 0.1	3.6	—	皆増
明和町	6.6	7.8	▲ 1.2	26.1	31.4	▲ 5.3
千代田町	6.5	6.8	▲ 0.3	—	—	—
大泉町	2.1	1.4	0.7	—	—	—
邑楽町	6.7	6.3	0.4	—	—	—
県平均	6.5	6.6	▲ 0.1	22.0	23.2	▲ 1.2
市平均	6.5	6.6	▲ 0.1	35.6	36.8	▲ 1.2
町村平均	6.9	6.6	0.3	(35.3)	(32.6)	▲ 2.7

(注) 将来負担額が負数となり比率が算定されない場合は「—」で示している。

[参考資料の解説]

(1) 実質公債費比率

市町村の一般会計等が負担する公債費及びこれに準ずる経費の大きさを示す指標（3か年平均で算定）。

一般会計等の借入金である地方債の償還額のほか、公営企業会計の地方債償還額について一般会計等が負担する額、一部事務組合の地方債償還額について当該市町村一般会計等が負担する額、債務負担行為に基づく支出額のうち地方債の償還に準ずる経費等を含めた額（準元利償還金）を、実質的な公債費として捉える。

$$\text{実質公債費比率（3か年平均）} = \frac{\text{（地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金）} - \text{（特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}{\text{標準財政規模} - \text{（元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}$$

(2) 将来負担比率

市町村が翌年度以降において負担することが確定または見込まれる債務の大きさ（将来負担額）を示す指標。

翌年度以降において負担することが確定している債務は、地方債の償還額、公営企業会計や一部事務組合における地方債の償還額に対するその団体の一般会計等からの負担額、債務負担行為に基づく支出予定額のうち公債費に準ずる経費等である。

また、負担が見込まれる債務としては、算定時点で債務の負担額が確定している訳ではないが、退職手当負担見込額のように将来の負担が確実に見込まれるものや土地開発公社の負債額、第三セクター等に対する損失補償債務などのように、将来の負担の可能性のあるものを捉えて算定する。

なお、上記により算定した将来負担額からは、当該団体が設置している基金、公営住宅使用料など、債務の償還に使うことのできる収入として見込まれる特定財源の額、地方交付税の基準財政需要額への算入見込額を控除することとされている。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - \text{（充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額）}}{\text{標準財政規模} - \text{（元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入見込額）}}$$

(3) 健全化判断比率が※早期健全化基準(25%か 350%)以上となった場合

- 個別外部監査を実施し、年度末までに議会の議決を経て財政健全化計画を策定し公表。(財政健全化計画を策定した団体を「財政健全化団体」といいます。)
- 計画策定の翌年度以降は、毎年9月30日までに計画の実施状況を議会に報告し公表。
- 知事は、財政健全化計画の実施状況を踏まえ、財政の健全化が著しく困難であると認められるときは、当該団体の長に対し必要な勧告をすることができる。

(4) 健全化判断比率が※財政再生基準(35%)以上となった場合

- 当該年度中に外部監査を実施し、議会の議決を経て財政再生計画を策定し公表。(財政再生計画を策定した団体を「財政再生団体」といいます。)
- 計画策定の翌年度以降は、毎年9月30日までに計画の実施状況を議会に報告し公表するとともに、総務大臣に報告。
- 再生団体の長は財政再生計画に基づいて予算を調製しなければならない。
- 財政再生計画について総務大臣の同意を得ていない場合は、災害復旧事業費の財源とする場合等一部の例外を除き地方債を発行できない。
- 総務大臣は再生団体の財政運営が財政再生計画に適合しないと認められる場合等財政の再生が困難であると認められるときは、当該団体の長に対し予算の変更、財政再生計画の変更等必要な勧告をすることができる。

★「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」において、各市町村長等は毎年度、健全化判断比率及び資金不足比率を算定し、監査委員の審査を経て議会に報告し、かつ、住民に公表することとされています。

- 令和元(2019)年度における公表等の経過

令和元年7月31日 東吾妻町監査委員の審査に付す

令和元年9月3日 東吾妻町議会へ監査委員の報告を提出

令和元年10月1日 報道発表等の公表と広報



「東吾妻町第2次総合計画」2018～2027年度

この計画は、平成30(2018)年度から10年間、住民と行政が共有すべきまちづくりの長期的な展望を示す町の最上位計画として、町民アンケート調査・ワークショップや総合計画審議会での議論などを経て策定したもので、平成30年3月15日に議会で議決されました。

東吾妻町総合戦略本部

事務局 東吾妻町役場 企画課
〒377-0892 群馬県吾妻郡東吾妻町大字原町 1046
TEL 0279-68-2111 FAX 0279-68-4900
E-mail kikaku@town.higashiagatsuma.gunma.jp